



Lover's coffee

まちなかに出店をお考えの方へ

まちなか出店応援補助金 をご活用ください。

店舗の改装のための工事費やブランディング
のための費用の一部を補助します。



Panfeel SHUN



AND PERCENT



Flower atelier knot

会津若松市は「まちの顔」である中心市街地に、消費や時間を過ごす上で、目的地となる“場所”や“きっかけ”を増やすことにより、中心市街地がさまざまな場面で選ばれ、地域経済のエンジンとなって力強く機能し続けることを目指しています。

詳細は裏面をご覧ください

会津若松市商工課

☎ 0242-39-1252

まちなか出店応援補助金の概要

- 補助の目的** 中心市街地への出店を促進し、中心市街地の活性化を図る。
- 補助対象者** 創業、第二創業、中心市街地以外からの移転、多店舗展開等を予定する個人又は法人、団体等
※中心市街地内での移転は対象外です。
- 補助対象事業** 中心市街地の遊休不動産や空き家を活用し、自らが事業を行うために出店する事業
(小売、飲食、サービス業など)
※遊休不動産とは、店舗・ビル・倉庫・土地など現在は企業活動に使用されていない不動産をいいます。
- 補助対象経費** 出店に要する以下の経費
- ① 店舗部分の施設整備に要する工事費
内外装工事、給排水設備工事、冷暖房・空調設備工事、電気・照明工事、ガス設備工事、建具工事、消防設備工事、情報設備工事、看板設置工事、設計監理費（デザイン料を含む。）、資材購入費（内外装工事に係るもの）等
 - ② 店舗のブランディングに要する費用
ロゴデザイン、ホームページ、動画、写真、宣伝広告等の作成及び媒体掲載等に係る委託費、Web広告料等
- 補助金額** 補助対象経費の2分の1以内 ※補助金額が予算上限に達した場合は、募集を終了することがあります。
- 補助限度額** 商店街等に出店する場合 250万円、その他中心市街地内に出店する場合 150万円
- 補助の要件** 補助金の活用にあたっては、事業計画書や収支予算書等のご準備が必要になります。
創業、再出店の方は①と②
第二創業、中心市街地以外からの移転、多店舗展開等の方は②のみ
- ① 次のいずれかを受講又は支援を受け、支援証明書等の交付を受けた者
 - ・会津若松市が策定した創業支援等事業計画に基づく特定創業支援事業（創業塾等）
 - ・中小企業支援団体(商工会議所や商工会等)の支援
 - ② 市が設置する「会津若松市まちなか出店応援事業認定審査会」で、事業計画等が適切であると認定を受けた者

補助金交付までの流れ ※ 詳しい内容や手続等は市ホームページをご覧ください。



※ 補助金の活用をお考えの方は、事前に商工課へご相談ください。

